

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人明光教育研究所定款第27条第4項の規定に基づき、監事の監査について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、本財団の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もって本財団の発展に貢献するとともに、本財団の社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

- 第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見した時は、評議員会及び理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - 4 監事は、理事が本財団の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
 - 5 監事は、理事から本財団に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。
 - 6 監事は、いつでも、理事及び関係者に対し事業の報告を求め、又は本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 7 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(理事等の協力)

第4条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係者はこれに協力するものとする。

(理事会への参加)

- 第5条 監事は、やむを得ない事由を除き理事会に出席し、意見を述べなければならない。ただし、決議に参加することはできない。
- 2 監事は、やむを得ない理由により前項に規定する会議に出席できない場合にあって、意見等を述べる必要があるときは、書面により提出することができる。
 - 3 監事は、理事会において作成される議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会への参加)

第6条 監事は、やむを得ない事由を除き、評議員会に出席しなければならない。ただし、決議に参加することはできない。

2 監事は、前項において、評議員から監事に対して質問があった場合は、議長の議事運営に従い説明する。

3 監事は、やむを得ない理由により前1項に規定する会議に出席できない場合にあって、意見等を述べる必要があるときは、書面により提出することができる。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第7条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

(監査事項)

第8条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- (3) 本財団と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類
- (6) 評議員会に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

(会計方針等に関する意見)

第9条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方針を変更する場合は、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

(計算書類等の監査)

第10条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属書類を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）

第11条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て法令の規定に従い、監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、次の事項について簡潔明瞭に記載しなければならない。

- (1) 宛名
- (2) 監査報告書の日付
- (3) 監査の実施期間
- (4) 実施した監査の方法の概要及びその内容
- (5) 計算書類並びに付属書類が本財団の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかの意見
- (6) 事業報告及びその付属書類が法令又は定款に従い本財団の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (7) 本財団の理事の職務に遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (8) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由

3 監査報告書には、監事はこれに署名又は記名押印をするものとする。

4 監事は、監査報告書を代表理事に提出するものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、監事及び監査に関し必要な事項は、監事全員の合意によって定める。

（改廃）

第13条 この規則の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規則は、この法人の一般財団法人の設立の登記の日から施行する。